

埼玉純真短期大学 福田敏南記念育英学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）初代学長福田敏南氏を記念して、子女の教育活動を経済的側面から援助し、本学がめざす有為な人材育成を図る目的で、入学金を除く納入金の減免制度を創設する。

(目的)

第2条 この規程は、学則第54条の規定に基づき、本学に在籍する学生で経済的な理由により修学困難な者に対して、福田敏南育英学生として選考し、入学金を除く納入金の減免を行い、有為な人材育成を図ることを目的とする。

(育英学生納入金の減免)

第3条 育英学生に対する入学金を除く減免措置は、以下とする。

- (1) 半期分の納入金免除
- (2) この規程の第6条第1項第4号の該当者は、納入金のうち授業料の年額30万円を2年間免除

(納入金の減免期間)

第4条 育英学生に対する入学金を除く減免措置の期間は、採用した当該年度内の半期間とする。ただし、継続して申請することを妨げない。

(募集)

第5条 育英学生の募集は、原則として前期と後期の年2回に分けて行う。

- 2 育英学生の募集人員は、全学年を合わせて若干名とする。

(申請資格)

第6条 育英学生の申請者は次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 1年次に在籍（予定）する者は、高等学校の評定平均値が原則として3.3以上の者、または、これと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 2年次に在籍する者は、在学中のGPAが原則として3.2以上の者
- (3) 学費負担者の死亡や長期にわたる疾病、火災などの災害、その他の事由がある者
- (4) 施設（児童養護施設）出身者で資生堂福祉奨学生制度の合格者
- (5) その他、学長が認めた者

(申請方法)

第7条 育英学生の申請者は、所定の申請書に必要書類を添付して、定められた期日までに申請しなければならない。

(選考)

第8条 育英学生の選考は、申請事由に基づき日本学生支援機構等の資格基準を参考に学生委員会において審議し、採用は教授会の議を経て学長が決定し、理事長の承認を得るものとする。

(資格の取消し)

第9条 育英学生が休学するなど学籍異動があったとき、または次の各号の一に該当するときは、その資格を取り消すとともに、一部または全額を返還させることができる。

(1) 懲戒処分を受けたとき

(2) 届出書類に虚偽の記載をしたとき

(3) 本学の学則等に違反したとき

(4) その他、事由の消滅や学生委員会で資格取り消しの判断をしたとき

2 資格の取り消しは、学生委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が決定し、理事長の承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議に基づき、理事会が別に定める。

(事務)

第11条 育英学生に関する事務は、学生係事務担当者が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日に遡り適用する。